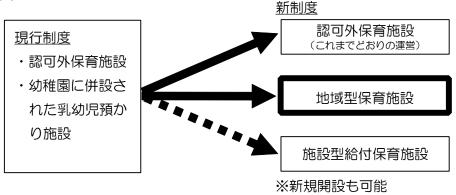
小規模保育事業等について

■1 新制度へ移行する場合の選択肢

子ども・子育て支援新制度が開始すると、これまでにない、新たな形態の保育が創設されます。



■2 地域型保育事業とは

地域型保育事業には、以下のような特徴があります。

	認可保育所	地域型保育施設
定員	20 人以上	19 人以下(事業所内保育所のみ20名以上可)
認可権者	北海道	市
運営費補助等	委託料	地域型給付

地域型保育事業は、大きく4つに分類されます。

小規模保育事業	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施
居宅訪問型保育事業	住み慣れた居宅において、1 対 1 を基本とするきめ細かな保育を実施

■3 利用者について

主に3号認定を受けた乳幼児(保育が必要な0~2歳) ※現在入所中の乳幼児には経過措置を設ける予定

■4 地域型保育施設の保育料

市が、今後、国が示す基準額を上限に決定し、国から示される基準額は、認定区分(1号~3号)毎に所得に応じた額となります。施設給付型施設と地域給付型施設での差はない見込みです。

ただし、市が両者に異なる額を設定することも可能であり、詳細は今後検討します。

■5 認可と確認について

施設を運営し給付(補助金)を受けるためには、開設前に「認可」と「確認」という2つの手続きが必要です。これらは、どちらも市が行います。

- ・認可 認可基準を満たしているか(主にハード面) 内容については別紙 1 (パブリックコメント実施中につき、変更の可能性有)
- ・確認 運営基準を満たしているか(主にソフト面) 内容については別紙2(パブリックコメント実施中につき、変更の可能性有)

給付対象になると運営費が補助される一方、様々な責務が課されます。例として、次のようなものがあります。

- ・正当な理由がなければ、利用申込を拒めない
- ・定員を超える申込があった場合、公正に選考する
- ・各種情報の報告・公表
- ・対象施設の地位を辞退する場合に、予告期間や利用者が引き続き保育を受けるための調整が必要

■6 地域型保育施設関連のスケジュール

平成26年9月議会	地域型保育	施設の認可基準、運営基準を条例で制定
(9月中旬頃?)		
平成 26 年 10 月頃	認可申請	(開設の3か月程度前までの申請が必要と思われます)
~	確認申請	(用政の3万月住及則よての中語が必要とぶり1は9)
平成 27 年 4 月~	開設	これ以降いつでも移行可能

[※]平成27年4月以降はいつでも移行可能

■7 地域型保育施設の利用の流れ

認可保育所を利用する場合と同様の手続きが必要となります。

(保護者) 保育の必要性認定申請(利用申込と同時手続き可能)

↓

(苫小牧市) 保育の必要性の認定・認定証の交付

↓

(保護者) 利用申込み

現在の受付方法
申込期限:入所希望月の前月15日まで
申込先:市こども育成課窓口、認可保育所

↓

(苫小牧市) 利用調整

利用可能な施設のあっせん・要請など

(保護者) 面接やテスト入園を経て保育の利用開始

■8 公定価格について

施設の運営に要する費用については、今後国から公定価格という形で示されます。施設は 利用者から保育料を徴収し、公定価格から保育料を差し引いた額を毎月市に請求します。

そして、翌月、請求額が市から施設へ支払われます。 (保育料と市が支払う給付額の合計が公定価格となる)

6月に国から公定価格の仮単価が示されており、給付額の目安を知ることができます。額 の算出方法の詳細については、このあとご説明します。

地域型給付額 利用者負担額 (施設が市に請求し、市から支払を受ける) (施設が利用者から徴収)

公定価格(施設の運営に要する費用)